

あなたの建物の耐震化を支援します！

家を耐震<sup>↑</sup>  
暮らしは安心<sup>♥</sup>  
地震に自信<sup>!</sup>



金沢市既存建築物耐震改修工事費等補助

および

金沢市危険ブロック塀等除却費補助制度

のご案内

- 昭和 56 年 6 月 1 日（1981 年）に建築基準法の改正が行われ、地震に対する耐震性能の見直しが行われました。これ以前の建物は、現在の基準と比べると耐震性が劣り、震度 6 弱で倒壊する可能性が非常に高いといわれています。
- 阪神・淡路大震災では、亡くなられた方の約 9 割が建物倒壊によるものです。建物倒壊を防ぐことが大地震から生命を守る事に繋がります。
- また、地震によるブロック塀等の倒壊は、人命を奪うとともに道路をふさぎ、避難・救助の妨げになります。所有者の責任において、適正な維持管理を心掛けることが大切です。

## 金沢市 建築指導課

建物安全対策室（耐震補助）TEL 076-220-2059

指導係（ブロック塀等除却補助）TEL 076-220-2326

金沢市広坂1丁目1番1号 FAX 076-220-2134

ホームページ:

[金沢市 建築トップ](#)

[検索](#)



## リフォームにあわせて 耐震改修工事をしませんか？



### ○ 耐震改修のメリット

#### 補助制度

耐震診断および耐震改修工事にかかる費用に対する補助制度があります。

〈最大〉

**215万円**

(耐震診断・耐震改修工事の補助総額)

※ 上記以外にも、条件により補助金が変わる場合があります。

#### 税の特別控除

固定資産税や所得税の特別控除<sup>※注</sup>を受けることができます。

〈最大〉

**25万円 + α万円**

所得税 固定資産税

(問い合わせ先)

固定資産税→金沢市役所 資産税課

Tel 076-220-2151

所得税→金沢国税局 金沢税務署

Tel 076-261-3221

### ○ 補助条件 (抜粋)

- ・ **昭和 56 年 5 月 31 日以前**に建築された、3 階建て以下の在来軸組木造住宅

	耐震診断	耐震改修工事
一戸建て住宅	補助率 <b>3/4</b> 限度額 <b>15 万円</b>	補助率 <b>10/10</b> 限度額 <b>200 万円</b>

※ 上記以外にも、条件により補助率及び限度額が変わる場合があります。

詳しくは「建築指導課 建物安全対策室」までお問い合わせください。

## 木造住宅の耐震化に関する アドバイスを「無料」で受けることができます。



○ **派遣対象**：昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築又は工事に着手した在来軸組木造住宅

○ **申し込み**：電話、ファックスにて申し込みができます。(申し込みは建物所有者の方に限ります。)

○ **アドバイス内容**：住まいの問診や劣化度チェックなどを、耐震改修に精通した建築士が行います。

※相談内容は耐震化に関するものに限定されます。

## ～ 金沢市既存建築物耐震改修工事費等補助制度 非木造住宅編 ～

### ○ 補助条件（抜粋）

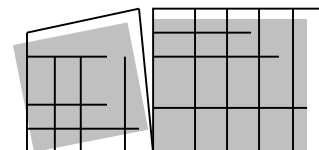
- ・ 昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築された住宅



	耐震診断	耐震設計	耐震改修工事
一戸建て住宅	補助率 2/3 限度額 20万円	補助率 2/3 限度額 10万円	補助率 2/3 限度額 170万円

## ～ 金沢市危険ブロック塀等除却費補助制度 ～

### 危険ブロック塀等除却のための費用の一部を補助します。



### ○ 補助対象

生徒、児童、幼児、一般の方が通行する道路沿いに設置されたブロック塀等

- ・ 道路とは…建築基準法に規定する道路及びこれに準ずるもの
- ・ ブロック塀とは…コンクリートブロック造、石造、その他の組積造の塀及び門柱

### ○ 補助金額

#### ① 道路に面するブロック塀

〔補助単価〕 3,500円/㎡ ・ 〔限度額〕 10万円

#### ② 通学路に面するブロック塀

〔補助単価〕 7,000円/㎡ ・ 〔限度額〕 20万円

- ・ 通学路とは…小・中学校、幼稚園、幼保連携型認定こども園又は保育所の敷地から1 km以内の区域に存する道路の区間及び児童が通学のために通常使用する経路として小学校の長が定める道路

### ○ 注意点（以下の場合には補助金の交付を受けることができません。）

- ◎すでに工事に着手、または工事が完了した場合
- ◎建物の解体に伴ってブロック塀を除却する場合
- ◎ブロック塀を除却後、再度ブロック塀を設置する場合
- ◎過去にブロック塀除却に関する補助金の交付を受けた場合

※ 詳しくは「建築指導課 指導係」までお問い合わせください。